

2026年度 事業計画書  
(2026年4月1日～2027年3月31日)

1. 公益事業1

アジア地域を中心とする民商事法分野に係る調査・研究の実施及びセミナー・シンポジウム等の開催並びにその援助。

(1)調査・研究事業

① アジア・太平洋民商事比較法制研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施している。

2026年度は、今年度から実施される2年企画の初年度であり、今後2年かけて海外現地調査を含めた研究を行い、2027年度にシンポジウムを開催して研究成果を披露する予定である。

名 称：アジア・太平洋労働法制研究会

主 催：法務省法務総合研究所国際協力部及び当財団

期 間：2026年4月～2028年3月(2ヶ年プロジェクト)

テーマ：対象国の労働法制と実務対応に関する法制度比較

研究対象国：未定(アジア地域を予定)

座 長：飯島 奈絵 弁護士法人堂島法律事務所 弁護士

委 員：大川 恒星 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士

島田 裕子 京都大学大学院法学研究科 教授

高田 真司 弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士

高原 知明 大阪大学大学院高等司法研究科 教授

本間 拓洋 本間国際総合法律事務所 弁護士

橋本 孝史 江崎グリコ株式会社グループ法務部 グループ長

吉永 佳史 住友化学株式会社法務部 課長

② 日韓パートナーシップ共同研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、日本の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員と韓国の大法院(最高裁)及び各級法院の登記及び執行関係職員から選ばれた韓国側研究員による、所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討する共同研究を1999年から実施している。研究主題に選んだ諸問題の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、研究員がお互いの知識の向上を図り、研究主題に取り上げた制度の発展及び実務の改善に研究成果を寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としている。

2026年度は、「不動産登記制度、商業法人登記制度、供託制度及び戸籍制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題」をテーマとして、2026年6月に日本にて日本セッションを、2026年10月に韓国にて韓国セッションの共同研究をそれぞれ実施する予定である。

## (2) セミナー、シンポジウム等事業

### ① 日中民商事法セミナー

当財団は、中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として、他関係機関の協力も得て、中国との法律交流事業をその設立以来行っている。

2026年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等で開催を延期してきた第25回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定である。

時期・場所 : 2026年度中(北京開催)

テーマ : 法律テーマ「未定(中国側と協議中)」  
経済テーマ「未定(中国側と協議中)」

主催 日本側 : 当財団

中国側 : 中国国家発展改革委員会

共催 : 法務省法務総合研究所、日中経済協会

日本国側講師 : 各テーマに関する専門家講師1名招聘

### ② 法整備支援連携企画

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター(CALE)、慶応義塾大学大学院法務研究科及び当財団他が共催して、大学生、法科大学院生、若手法曹や研究者を対象に、2009年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続している。

2026年度も、法務省法務総合研究所が主催する「法整備支援へのいざない」、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター(CALE)が主催する「CALE Annual Conference」、そして慶応義塾大学大学院法務研究科が主催する「法整備支援シンポジウム」を共催支援する予定である。

### ③ アジアビジネスローフォーラム (ABLF)

ABLFは、アジアと日本、官と民、そして世代間を繋ぐ三つの懸け橋となって、ビジネスローから人権まで広くアジアの法についての知識を共有し、多角的な議論をする場／フォーラムを提供することをその活動目的としており、当財団の目的趣旨に沿うセミナー・シンポジウム等を企画している。2026年度も複数回の企画が見込まれ、共催支援していく予定である。

### ④ アジア・ビジネスロー・カンファレンス (ABC)

ABCは、アジアとの関係性がとりわけ深い関西・西日本地区においてアジアとのビジネス交流の重要性が一層増すなか、法的なリスク対応を含めた情報共有の場を立ち上げ、ネットワークの構築を企図するプラットフォーム機能を担うべく2019年に設立された。当財団はその第1回からその企画趣旨に賛同して共催してきており、2026年度も共催支援する予定で

ある。

#### ⑤ 財団設立30周年記念事業

2026年4月に当財団が設立30周年を迎えるにあたり、財団設立30周年記念事業として、近時日本の企業にとっても、また、アジア各国においても重要性をとみに増しつつある「ビジネスと人権」について、これまで外国調査や外国当局、国際団体との連携も含む必要な準備作業を行ってきたが、2026年度はその集大成として以下の概要で国際シンポジウムを開催する。

時 期：2026年12月14日（月）

テーマ（予定）：①サプライチェーン・救済アクセス、②外国人労働者

主 催：当財団

共 催：法務省法務総合研究所、その他関係団体を予定

2027年度以降はその継続的フォローを行う方向で、事業の具体的内容は今後関係機関とも協議して詰めていく予定である。

上記の他に、法務省法務総合研究所をはじめとして日本を含むアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、2026年度も当財団として積極的に支援・協力することとしている。

## 2. 公益事業2

法整備支援事業。独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に、法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国から立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施しているほか、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。そういった支援実施のために、法学者、法務省、日本弁護士連合会等、様々な関係者の支援を得て、専門的見地からの助言・協力を行う国内支援委員会を案件等毎に設置して、日本国内からも海外現地での協力業務の実施を支援する体制を整えている。

当財団は、JICAによる民商事法分野の支援プロジェクトに、法務省法務総合研究所他関係先と共に、1998年度から協力してきている。2026年度も、2025年3月に締結した契約にもとづき、国内支援委員会事務局や各種会議運営、法整備支援分野に関する情報整備・提供・発信、そして、日本に招致した各国からの立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等の研修に関して協力支援を行っていく。

### （1）2026年度に予定されている主な法整備支援プロジェクト

#### ① カンボジア

案件名：法・司法分野人材育成プロジェクト

（2022年11月～2027年10月）

案件概要：現在の民事法運用上の課題を踏まえ、民事法の適切な解釈・運用を行

うことのできる裁判官教育を中心に、持続可能な教育研修体制の構築を支援。

部会等：法曹養成アドバイザーグループ

本邦研修予定：1回

## ② ラオス

案件名：法の支配発展促進プロジェクト フェーズ2

（2023年7月～2028年7月）

案件概要：ラオスにおいて、①基本法令の理解を促進する論点集の作成、②基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施、③法律実務家が実務で参照できる判決書集・意見書サンプル集の作成、④上記①～③の活動により、基本法令を十分に理解し、他者に指導できる中核人材の育成、を行うことで、基本的な実務能力を身に付けた法律家を育成する基盤の形成を支援。

部会等：民事法アドバイザーグループ、刑事法アドバイザーグループ

本邦研修予定：2回

## ③ バングラデシュ

案件名：司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト

（2024年4月～2027年3月）

案件概要：①調停の利用が促進され、②民事訴訟において、訴訟遅延要因に対応した実務改善に向けた取組が進展するように、バングラデシュの裁判所又は法律扶助事務所、その他司法関連機関において、市民の司法アクセス向上のための基盤整備が促進されることを支援。

本邦研修予定：1回

## ④ スリランカ

案件名：公正なビジネス環境整備

（2024年8月～2027年7月）

案件概要：スリランカは、2022年に経済破綻したところ、2023年3月に採択されたIMFによる支援条件に汚職対策が含まれており、追加支援を受けるためには汚職対策を講じることが喫緊の課題となっている。

2023年8月には新汚職防止法が施行され、汚職疑惑捜査委員会（CIABOC）が汚職事案の捜査訴追を行う専属機関として活動しているものの汚職の摘発に難航しており、JICAに支援要請があった。JICAは「資金洗浄対策」、「不起訴合意（司法取引）」及び「公益通報者保護」を3本柱とし、2024年8月に本案件を開始した。

本邦研修予定：1回

## ⑤ ネパール

案件名：民法運用強化プロジェクト

(2025年9月～2028年8月)

案件概要：国立司法学院が行う民法逐条解説書の作成及び普及活動を支援することにより、ネパールの司法及び行政関係者が同書を用いることによって民法を適切に解釈・適用する能力を身に付けるための基盤整備を図り、もって法の支配の促進に寄与する。

本邦研修予定：2回

⑥ インドネシア

案件名：ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト

(2025年10月～2028年9月)

案件概要：OECD及び世界銀行の指標等の国際基準に照らして、包摂的かつ持続可能な経済発展のためのビジネス環境が向上することを目指して、裁判所の紛争解決機能の強化、法務省が所管するビジネス関連法の改正や改善、法務分野の実務能力向上を支援。

部会等：裁判所支援アドバイザーグループ

本邦研修予定：2回

⑦ ウクライナ

案件名：汚職対策（仮）

(2027年1月)

案件概要：ウクライナ司法省、国家反汚職対策局（NABU）、特別反汚職検察（SAPO）の職員約15名に対し、先方が要望する日本における汚職捜査・公判活動、不正な利益の追跡や没収等の方法・制度についての知見を提供する。

本邦研修予定：1回

(2) その他法整備支援案件

① 法整備支援連絡会

法整備支援に係る関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を2000年から開催している。2026年度も次の通り開催予定であり、当財団は例年通り後援者となって支援する予定である。

時 期：2026年12月

場 所：法務省国際法務総合センター

テーマ：別途確定

主 催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構(JICA)

後 援：最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) アジア経済研究所、当財団

② 共同研究

法務省法務総合研究所が、2026年度に、キルギス、ラオス、フィジー、カンボジア、ASEAN、ウクライナ、ベトナム、ウズベキスタン、タンザニア、

東ティモール、モンゴル等との共同研究を予定しており、当財団として支援を行う予定である。

### 3. その他

#### (1)機関誌「I C C L C」及びニュースレター「I C C L C NEWS」

2026年8月に機関誌「I C C L C」（2025年度事業報告、2026年度事業計画）を発刊予定である。

また、セミナー・シンポジウム等の成果物を掲載したニュースレター「I C C L C NEWS」を随時発行し、ホームページで公開する予定である。

#### (2)インターネットホームページ及び財団パンフレット

当財団インターネットホームページのメンテナンス及びパンフレットの改訂等を行う。ホームページでは、財団の活動を幅広く知ってもらうため、

「I C C L C NEWS」の掲載に加え、セミナー・シンポジウム等の案内を都度掲載することとしている。

以上